

平成30年11月30日
長野県司法書士会

事業報告書

1 相談会名

司法書士・税理士による「相続・贈与・成年後見ワンストップ 無料相談会」

2 開催日時

平成30年11月20日（火）13時30分～16時30分

3 開催趣旨

平成27年1月1日の改正相続税法施行により、相続税の基礎控除額が大幅に引き下げられ、長野県内でも相続税納付対象者が増加しています。また、近年、空き家、所有者不明の土地が増えて全国の自治体を悩ませていますが、この問題の多くが相続登記の未了に端を発しています。自分が亡くなった後の不動産をどのようにすべきかについて、これまで以上に考えていく必要があります。

さらに、少子高齢化や核家族化の進行により、これまで家族が担うのが当然という雰囲気であった老後や介護については、自分自身で何とかしなければならないと考える人が増えてきています。

そのため、相続税や贈与税（相続税の基礎控除、暦年課税、相続時精算課税制度など）、相続や贈与に関する各種手続（遺言、遺産分割、相続放棄、生前贈与および付随する登記手続等）、成年後見制度に対する関心が非常に高まっていることから、市民の悩みをワンストップで解決できる相談会を3団体が協力して開催することになりました。

本相談会は、平成26年度から（リーガルサポートとの共催は平成29年度から）開催しており、本年度で5回目の開催となりました。昨年度までは、長野、松本、佐久の3会場でのみの開催でしたが、本年度から上田、諏訪、伊那も加えた県内6会場で開催しました。

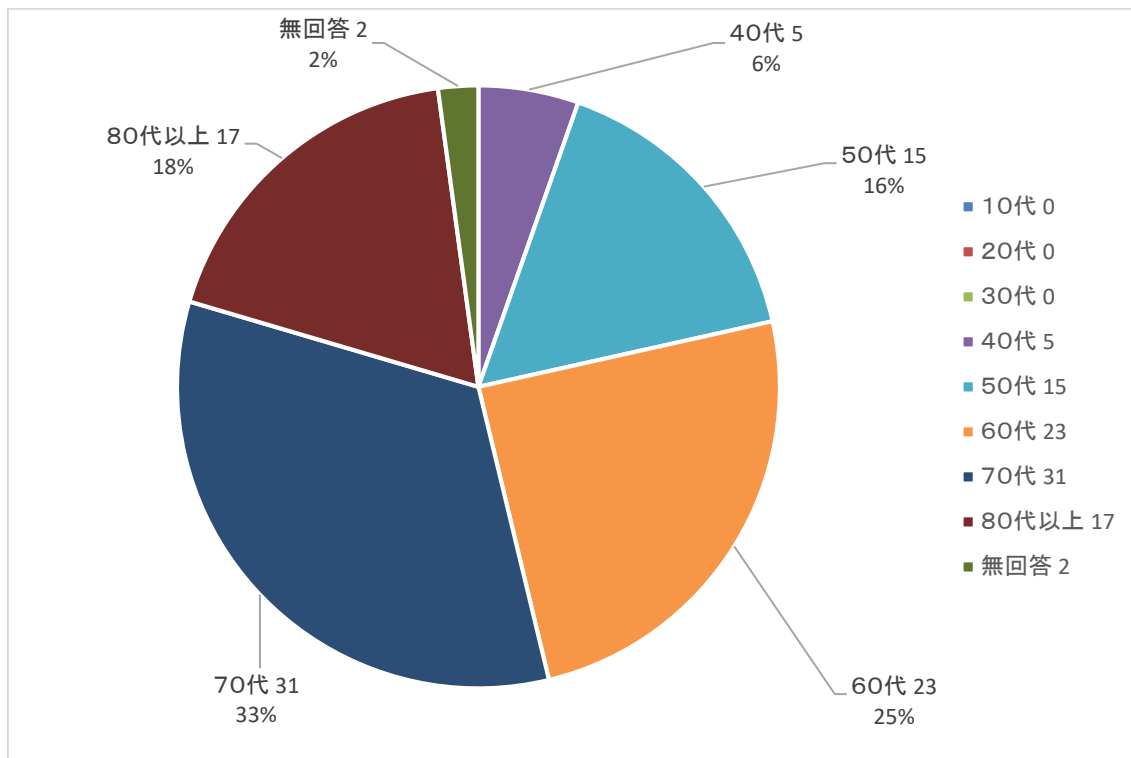
4 相談件数

合計 93件

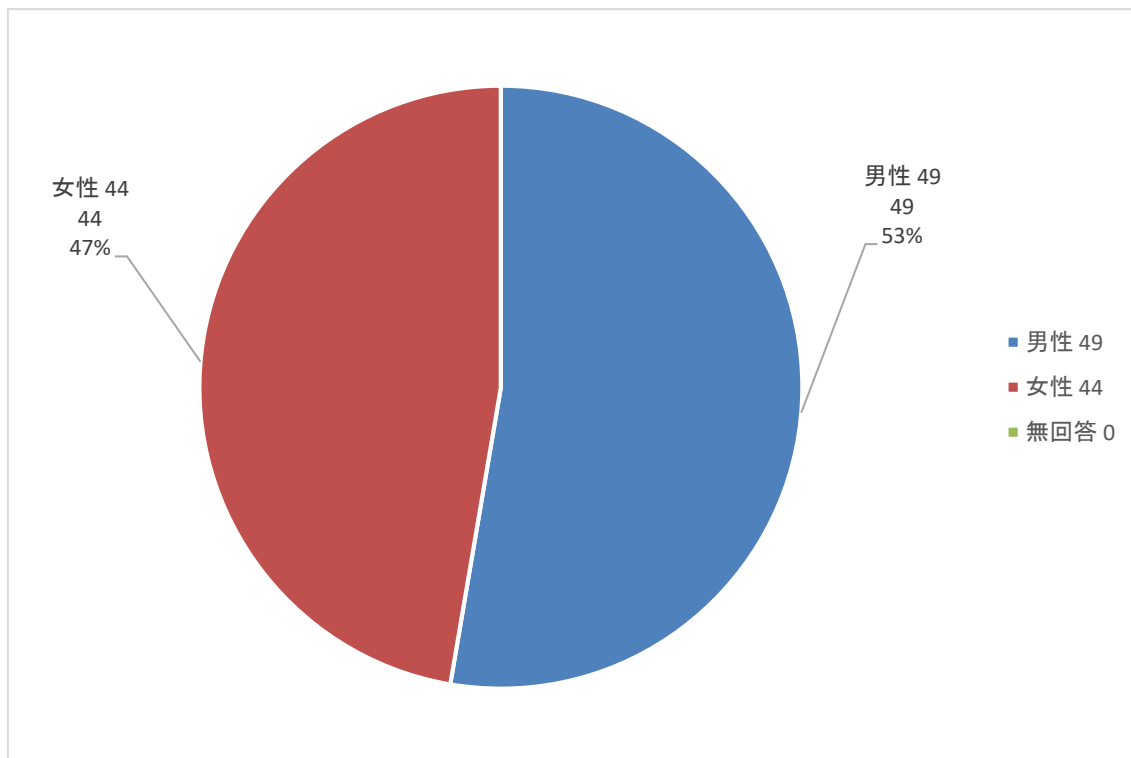
内訳	会場	長野 23件	上田 15件	佐久 27件
		松本 15件	諏訪 3件	伊那 10件

※内訳の詳細は下記のとおり

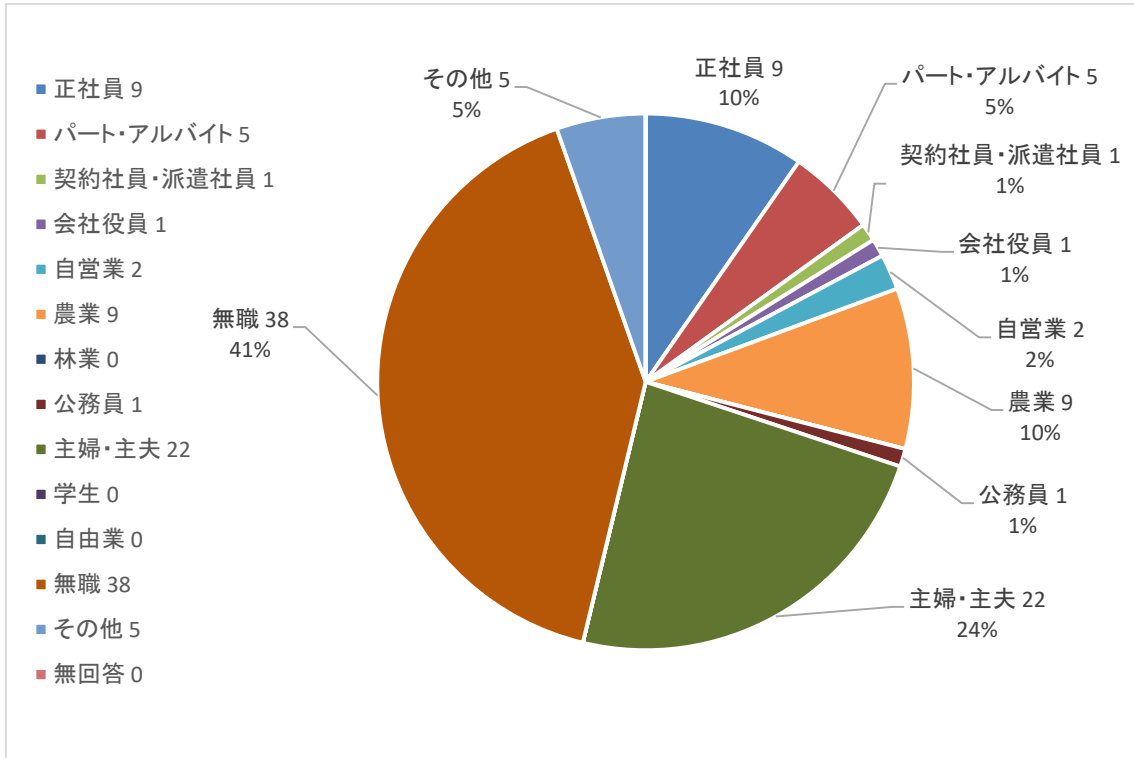
(1) 年齢



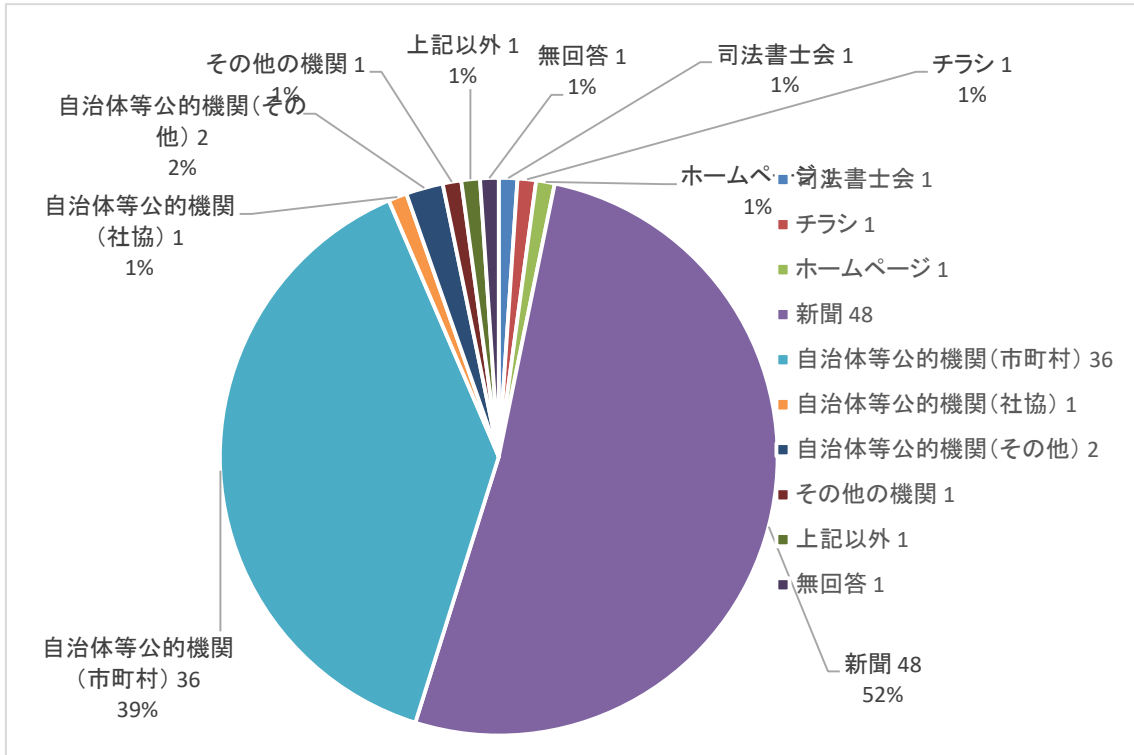
(2) 性別



(3) 職業



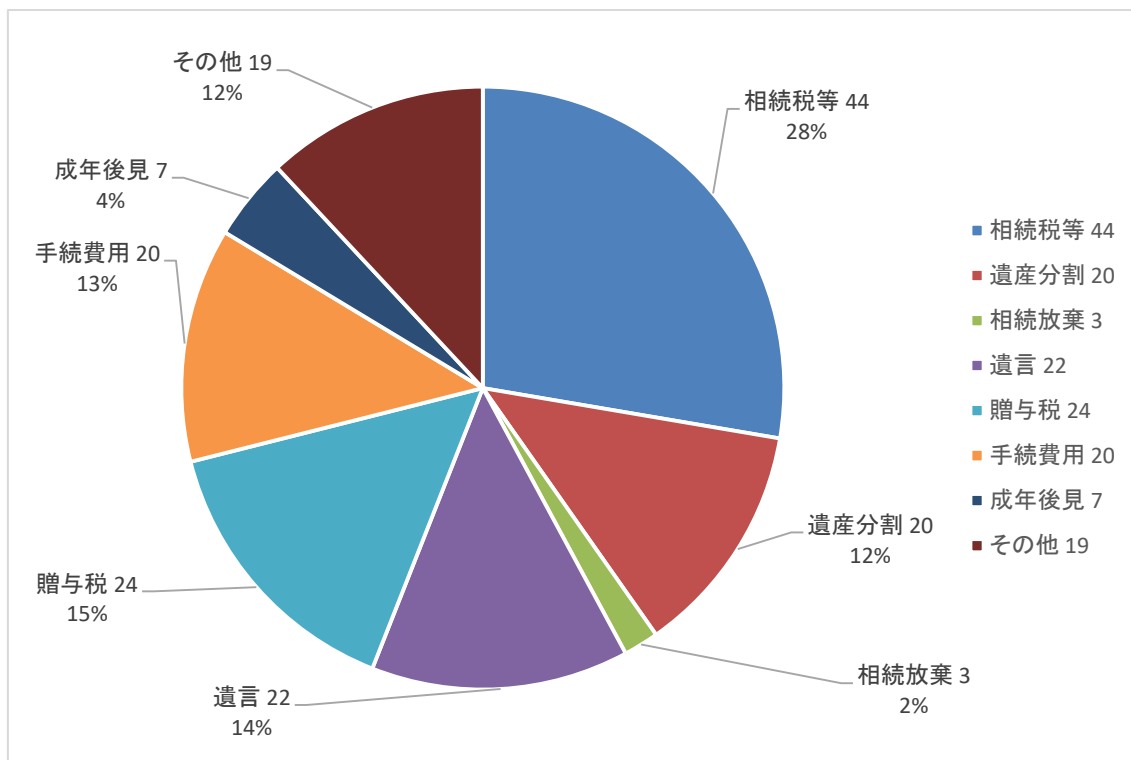
(4) 相談会を知った先



【広報活動】

市町村広報	広報うえだ	11月号 P12 掲載
	広報佐久	11月号 P17 掲載
	広報まつもと	11月号 P25 掲載
	市報いな	11月号 P12 掲載
有料広告	週刊長野	11月10日(土) 掲載
	週刊うえだ	11月10日(土) 掲載
	週刊さくだいら	11月15日(木) 掲載
	MGプレス	11月10日(土) 掲載
	週刊すわ	11月9日(金) 掲載
	週刊いな	11月8日(木) 掲載
	信濃毎日新聞じょうほう交差点	11月17日(土) 掲載

(5) 相談内容



5 相談内容のうち主なもの

- (1) 相続税について教えてほしい。
- (2) 生前に贈与したほうが良いのか、相続まで待ったほうが良いのか。
- (3) 不動産を贈与する場合の税金を教えてほしい。
- (4) 遺言の書き方を教えてほしい。
- (5) 成年後見制度について教えてほしい。
- (6) 自分が死亡した時の相続税はどのようになるのか。生前にどのようなことをしておいたら良いか教えてほしい。

(7) 相続の手続きについて教えてほしい。

(8) 相続放棄について知りたい。

6 実施した感想・コメント・今後の対応

相談会のテーマである相続及び贈与の問題は、税金と登記等の手続きが必ずセットで問題になります。各士業単独の相談会では、相談を受ける相談員は、自分の専門外の相談については回答ができないため、相談者に別の機会に改めて相談してもらわなければなりませんでした。そのため、司法書士と税理士が一緒に相談を受けることにより、相談者の質問に対して各専門家が即時に適切な回答を行うことが可能になることから、本相談会を企画させていただきました。訪れた相談者から、「司法書士と税理士のそれぞれに相談したいのだが。」という複数の申し出があったことから、相談者のニーズに合致した相談会にすることが出来たと思います。

開催する会場数については、昨年度、3会場で56件の相談が寄せられ非常に市民の関心が高いと判断したことから、本年度は、開催地区を3か所増やし合計6地区で開催させていただきました。今回の相談会も、会場によっては、相談開始時間の30分前にはすでに相談待ちの人がいたり相談を受けるまで1時間以上待ってもらったりなど、多くの相談者に訪れていただきました。

今回も60歳以上の相談者が全体の76%を占める結果となり、高齢者の皆様が将来の不安を感じていることもうかがえました。特に今回の相談会では、自分の将来のことを考えての相談が多くみられました。相続税がかからないように生前に贈与したほうが良いのか、節税をするにはどうしたらよいのか、自分が死亡した後のことを心配して相談に来られていました。これらの相談には、不動産の名義変更もセットになることから、税金は税理士、登記手続は司法書士と本相談会の開催趣旨に合致した相談が出来たと思います。

そして、昨年度から成年後見に関する相談も受けるようにしたところ、今回も7件の相談が寄せられました。将来、親族に迷惑をかけないように生前に自分が出来ることは何なのかを知り対策をしておきたい、そのようなニーズの中に成年後見制度の利用ということも選択肢の一つとして入ってきていることが窺えました。

今回の相談会は、一部の会場では相談開始前に大勢の相談者に訪れていただき、長時間お待ちいただくことになったり、時間の都合でやむを得ず帰られたりした相談者もいました。予算や人員の配置、会場の都合等により、やむを得ない面もありますが、出来るだけ相談者に負担をかけずに済むよう検討が必要と感じました。

長野県司法書士会では、今後も今回の相談会のように他の士業と連携を取りながら相談会を開催することにより、市民の皆様に適切なリーガルサービスの提供ができるよう事業展開をしてまいります。